

# 上市町通学路交通安全推進会議規約

(名称)

第1条 この会議は、上市町通学路交通安全推進会議（以下「本会議」という。）と称する。

(所掌事項)

第2条 本会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 通学路の合同点検、対策内容の検討及び対策の実施に関すること。
- (2) 通学路の安全推進に関する基本方針の策定・公表に関すること。
- (3) その他通学路の安全確保に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 本会議は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 上市町副町長
- (2) 上市警察署交通課長
- (3) 富山土木センター立山土木事務所道路班班長
- (4) 上市町小学校長会会長
- (5) 上市町PTA連絡協議会会長
- (6) 上市区域交通安全協会事務局長
- (7) 上市区域交通指導員会会長
- (8) 上市町建設課長
- (9) 上市町町民課長
- (10) 上市町教育委員会事務局長

2 本会議に会長を置き、副町長をもって充てる。

3 会長は、会議を総理し、会議を代表する。

(会議)

第4条 会議は、会長が招集し、開催する。

- 2 会長が必要と認めたときは、会議の構成員以外の職員及び関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 会長が必要と認めたときは、会議の構成員による小委員会を設置することができる。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、上市町建設課及び町民課並びに上市町教育委員会事務局が行う。

附 則

この規約は、平成29年1月12日から施行する。